

須磨民商 NEWS

守ろう納税者の権利！「収支内訳書」

☆ 税務署から「収支内訳書」の提出が求められました。出さないといけない？

1. 提出なしでも罰則はありませんし、申告での税額控除もそのまま認められます。
2. 「収支内訳書」を消費税調査の為の売上把握に流用するなど、目的外利用は許されません。
3. 「零細業者に過大な負担をおしつければならない」という、付帯決議が第101国会で行われています。

確定申告した税額が15万円以上の場合、第1期(7月1日～7月31日)、第2期(11月1日～11月30日)に納税額の3分の1ずつを納付しなければなりません。その年の6月30日現在の納税額により低くなる見込みの場合は、7月15日までに申請ができます。第2期分だけの減額申請は11月15日まで申請できます。

☆ 予定納税と減額申請について
◎ 減額申請は7/15までにしましょう！

東北太平洋沖地震復興への募金を訴えます！

復興へ、ひき続き、救援募金・救援物資の支援をお願いします！
※6/28までの募金総額：252876円

無料法律相談（要更あい）

7月6日(水) pm6:00～7:00
毎月第一水曜日が基本ですが、変更される場合があります。相談希望の方は、あらかじめご連絡ください。

核兵器のない平和で公正な世界の扉を開きましょう

今こそ、非核兵器宣言を！自然エネルギーへの転換を！

7月10日(日) 須磨区役所 16:45 出発
平和行進にご参加ください！！
○アピール署名にも、ご協力下さい！！

第26回 須磨民商婦人部定期総会のお知らせ
下記の日程で、婦人部の定期総会を開きます。今後の婦人部活動について、みんなで交流しましょう！
多くの皆さんのご出席をお願いいたします。

※昼食の都合上、参加の有無をお事務所までお知らせください。

7月31日(日) 午前11時から2時半
お好み焼 時
須磨区千歳町2丁目1 (☎ 735-6351)

今後の行事日程
7月3日(日) 県婦協総会：国際会館にて
7月10日(日) 平和行進・・・・参加しましょう！
7月6日(水) 三役会議
7月24日(日) 社保協総会：北須磨文化センター
7月26～28日 全国事務局員交流会 in 名古屋

事務局交流会のため、事務所が閉まります。しんぶんは、木曜日になります！！